

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 港 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和5年12月11日（水）午前11時から 午後 0時までの間
開催場所		大阪府港警察署 講堂
出席者	委 員	増永会長、 柚友副会長、 葛川委員、 有田委員、 西林委員、 瓜生委員、 徳重委員、 松尾委員
	警 察	署長、 副署長、 総務課長、 留置管理課長、 会計課長、 生活安全課長、 地域課長、 刑事課長、 交通課長、 警備課長、 広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長挨拶 皆さんこんにちは。 先日の歳末特別警戒部隊の発足式におかれましては、本当に寒い中皆様お疲れ様でした。 寒い中でしたが皆様の力強く、躍動感あふれる所作をみまして、本当に安心を感じた次第です。 本日も皆様の忌憚のないご意見を述べて頂きまして、少しでも港区の安心安全に寄与して頂きますようよろしくお願いします。 2 署長挨拶 本日はお忙しい中、会議にお集まりいただきありがとうございます。 今年も残すところ、1か月弱となってまいりました。 私の方から、令和5年中の犯罪情勢について説明します。 10月末現在の数字になりますが、大阪府下の全刑法犯認知件数は6万7,350件ということで、前年より1万1,260件、約20%の増加となっております。 港区におきましては全刑法犯の認知件数は664件ということで前年よりプラス154件、約30%の増加となっています。 続いて、特殊詐欺についてお話しします。 大阪府下におきましては、10月末現在で約2,300件、前年よりプラス6

議 事 概 要

60件増加という状況で被害額は約30億円に達しています。

港区内におきましては10月末現在で11件となっており、昨年と比較するとプラスマイナスゼロと言う状況になっています。

続いて交通事故関連について説明します。

府下におきましては11月末で23,263件ということで昨年に比べて233件の増加となっています。その内の死亡事故は135件でプラス7件です。

港区におきましては11月末で137件で前年比プラス23件です。

死亡事故の発生はございませんが、1か月以上の重傷事故が23件発生ということで、これは前年よりプラス5件となっており憂慮される状況です。

以上が現状の情勢というところで説明をさせていただきましたが、こういう情勢の中、「安心安全な港区」を目指しまして、各種施策を進めてまいりますのでよろしくお願いします。

3 出席者紹介

4 議事

【委員】

港区内における中高生の犯罪状況について教えてください。

【警察】

まず、大阪府内における少年事件の犯罪状況についてお話しします。

暫定数ですが、刑法犯を犯した20歳未満の少年につきましては、約2,200人、去年に比べてプラス530人、約30%の増加になります。

中学生が約770人、高校生が約680人、中学生と高校生を足すと全体の人数の約65%に達します。

10歳未満の小学生の触法行為は約90人、プラス40人となっています。

次に痴漢、盗撮、刃物等の凶器所持等の特別法犯を犯した20歳未満の少年は約500人です。

こちらも去年と比べると約30%増加しており、一番多いのが、大麻取締法違反で160人です。

続いて多いのが軽犯罪法違反の130人で、これは火気乱用や、短いナイフ等を隠し持っていたもの等です。

港区内における中高生の犯罪状況につきましては、刑法犯を犯した少年は35人、昨年比25人増加で、このうち、6名が13歳以下の触法少年です。

特別法犯を犯した港区内の少年は17人で昨年比14人増加です。

内訳で多いのが自転車盗、万引きが多く、次に喧嘩等の暴行、傷害となります。

特別法犯は港区内でも大麻取締法違反や軽犯罪法違反が多く、大麻取締法違反は4人検挙しています。

学職(身分)につきましては高校生が多く、次に仕事をしている少年となり、中学生は少ないです。

【委員】

制限高3mの看板を、大きなトラックがぶつからないように反対車線に膨らんで避けて通る場面を何度も目撃し、以前より危ないと思っています。

高架下は通れる高さのトラックが、その手前にある看板を避ける為に対向車が来ないタイミングで待って膨らんで通っているので、後ろに並ぶ車は渋滞しますし対向車としては怖いので何とかならないのかなと思っています。

【警察】

現場確認を行い、対応策を検討させていただきました。

3メートルの高さを超える車は走ってはいけないことになっておりますので、実際の高さを道路管理者である大阪市建設局において測ってもらったところ、高架手前に設けられているオレンジ色の鋼鉄製の防護工(ぼうごこう)の高さは3メートル44センチですが、予告看板は3メートル28センチで、防護工より16センチ低いことが判明しました。

実地調査した結果、同所を通行しているトラックは生コンのミキサー車が多く、これらの車の高さが約3メートル30センチであるため、看板を避けて通っていると思われます。

看板を管理する企業が判明しましたので、申し入れに行ったのですが、同社としては「事前の看板設置により、防護工への接触を防ぐ効果が認められるので、看板の撤去は出来ない。」との回答でした。

また、看板を設置する柱を長くして、看板が道路中央側になるように設置したり、高さの変更等の申し入れをしたのですが、重心等が変わることから柱への加重が変わり、強度面から対応は難しい旨の回答でした。

警察からの申し入れに対して、企業側は「道路を管理し、高さ制限を行っているのは道路管理者である大阪市建設局であり、現状以上の対策は難しい」との回答でしたので、同社に対して、「付近道路に及ぼす影響について考慮の上、再検討するように」と強く申し入れを行い、現在回答待ちとなっています。

また建設局に対しては、当該道路への進入経路に対し、追加で事前看板を設置する等、進行方向の措置について、検討を要請しています。

今回の高さ制限が公安委員会により規制がかかっているならば、警察として、検問等を行い、高さ3メートルを超える車を取り締まったりできるのですが、今回の件は道路管理者による高さ制限であり、交通切符等では対応ができません。

この件につきましては大阪市建設局、関係企業からの回答を得て、西警察署、本部交通規制課と情報を共有し、対策をとっていきたいと思います。

また、トラック協会にも「3メートルを超え、看板ギリギリの高さのトラック」が、この道路を通行しないように申し入れをしております。